

令和 7 年 9 月

春日部市議会定例会議案

(抜粋)

議 案 目 録

令和 7 年 9 月春日部市議会定例会

議案第 76 号	春日部市集会所条例の一部改正について・・・・・・・・・・	5
議案第 77 号	春日部市職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について・・・	7
議案第 78 号	春日部市保育の必要性の認定に関する条例の一部改正について・・・	16
議案第 79 号	春日部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに 特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例 の一部改正について・・・・・・・・・・	18
議案第 80 号	春日部市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部改正について・・・・・・・・・・	22
議案第 81 号	春日部市重度心身障害者医療費助成に関する条例 の一部改正について・・・・・・・・・・	26
議案第 82 号	春日部市都市公園条例の一部改正について・・・・・・・・・・	30
議案第 83 号	春日部市立医療センター使用料及び手数料条例の一部改正について・	35
議案第 84 号	春日部市住民基本台帳カードの利用に関する条例の廃止について・・	37
議案第 85 号	庄和消防署大規模改修工事請負契約の締結について・・・・・・・・	41
議案第 86 号	財産の取得について (春日部市立中学校・義務教育学校における学習者用端末)・・・・	42
議案第 87 号	指定管理者の指定について (春日部市市民活動センター)・・・・・・・・	43
議案第 88 号	指定管理者の指定について (ふじ支援センター、ゆりのき支援センター、リサイクルショップ、 ひまわり園及びあおぞら)・・・・・・・・	44
議案第 89 号	指定管理者の指定について (春日部市立ふじ学園及び春日部市立八木崎保育所)・・・・	45
議案第 90 号	指定管理者の指定について (春日部市立武里南保育所)・・・・・・・・	46
議案第 91 号	指定管理者の指定について (春日部市立体育施設及び春日部市都市公園)・・・・	47
議案第 92 号	令和 6 年度春日部市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について・	50

議案第 8 2 号

春日部市都市公園条例の一部改正について

春日部市都市公園条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和 7 年 8 月 2 5 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

公園施設の公募設置管理制度を活用するため、公園施設の設置基準の特例の規定等を改正したく提案いたします。

春日部市都市公園条例の一部を改正する条例

第1条 春日部市都市公園条例（平成17年条例第150号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の項又は号の表示及びそれに対応する改正後の欄の項又は号の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の欄の項又は号を当該改正後の欄の項又は号とする。
- (2) 次の表中、改正前の欄の項に対応する改正後の欄の項が存在しない場合にあっては、当該改正前の欄の項を削る。
- (3) 次の表中、改正後の欄の項、号、表又は備考に対応する改正前の欄の項、号、表又は備考が存在しない場合にあっては、当該改正後の欄の項、号、表又は備考を加える。
- (4) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
（公園施設の設置基準の特例）	（公園施設の設置基準の特例）
第1条の6	第1条の6
5 令第6条第6項に掲げる場合に関する法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、令第6条第6項に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。	
<u>6</u> （略）	<u>5</u> （略）
（公園施設の設置、管理等の許可申請の記載事項）	（公園施設の設置、管理等の許可申請の記載事項）
第9条	第9条
（2） 公園施設管理の許可を受けるとき。	
ア 管理の目的	
イ 管理する公園施設	
ウ 管理の期間	
エ 管理の方法	
オ その他規則で定める事項	
<u>（3）</u> （略）	<u>（2）</u> （略）
（使用料等の徴収）	（使用料等の徴収）
第14条	第14条
	4 使用料又は占用料の額が月単位として定められている場合において、使用又は占用の日数に1か月未満の端数を生じたときは、使用料又は占用料の額は、その月の日数に応じて日割計算

(利用料金収入の帰属及び利用料金の額の決定)

第29条

- 2 利用料金の額は、別表第2 **第3項**の表に定める範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金について市長の承認を受けなければならない。

別表第2 (第13条、第29条関係)

1 公園施設の設置又は管理の許可による使用料

種別	使用料
土地	春日部市行政財産の使用料に関する条例(平成17年条例第79号)の例により市長が定める額
公園施設	

2 (略)

3 都市公園の行為による使用料

行為の種類	単位	使用料
行商その他これに類する行為	1 m ² につき 1 日	100円
業として行う写真の撮影	1 日	500円
業として行う映画の撮影	1 日	5,000円
興行	1 m ² につき 1 日	20円
競技会、展示会、博覧会、祭りその他これに類する催し	1 m ² につき 1 日	10円
バーベキュー(既設の炉を使用する場合に限る。)		
内牧公園	1 炉につき 1 日	1,000円
庄和総合公園	1 炉につき 1 日	1,000円

備考 使用面積に1 m²未満の端数があるときは、1 m²に切り上げて計算する。

により算出する。

- 5 面積の計算については、1平方メートル未満の端数は、1平方メートルに切り上げて計算する。

(利用料金収入の帰属及び利用料金の額の決定)

第29条

- 2 利用料金の額は、別表第2 **第2項**の表に定める範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金について市長の承認を受けなければならない。

別表第2 (第13条、第29条関係)

1 (略)

2 都市公園の行為による使用料

行為の種類	単位	使用料
行商その他これに類する行為	1 m ² につき 1 日	100円
業として行う写真の撮影	1 日	500円
業として行う映画の撮影	1 日	5,000円
興行	1 m ² につき 1 日	20円
競技会、展示会、博覧会、祭りその他これに類する催し	1 m ² につき 1 日	10円
バーベキュー(既設の炉を使用する場合に限る。)		
内牧公園	1 炉につき 1 日	1,000円
庄和総合公園	1 炉につき 1 日	1,000円

第2条 春日部市都市公園条例の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正後の欄の項、表又は備考（以下「改正後の項等」という。）に対応する改正前の欄の項、表又は備考が存在しない場合にあっては、当該改正後の項等を加える。

(2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前																								
（使用料等の額） 第13条 2 別表第1の有料公園施設を使用しようとする者は、別表第2第4項及び春日部市立体育施設条例（平成17年条例第190号）の別表に掲げる使用料を納付しなければならない。 （利用料金収入の帰属及び利用料金の額の決定） 第29条 2 利用料金の額は、別表第2第3項及び第4項の表に定める範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金について市長の承認を受けなければならない。 別表第1（第7条、第13条関係） <table><tr><th>公園名</th><th>有料の公園施設</th></tr><tr><td>庄和総合公園</td><td>体育館・野球場・屋外テニスコート</td></tr><tr><td>（仮称）（新）中央町第1公園</td><td>駐車場</td></tr></table> 別表第2（第13条、第29条関係） <table><tr><th colspan="3">4 （仮称）（新）中央町第1公園駐車場</th></tr><tr><th>車種</th><th>単位</th><th>使用料</th></tr><tr><td rowspan="2">道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する大型自動車及び中型自動車</td><td>1時間以内</td><td>400円</td></tr><tr><td>1時間を超えた場合は、その超えた時間1時間までごとに</td><td>400円</td></tr><tr><td>道路交通法第3条に規定する準</td><td>1時間以内</td><td>100円</td></tr></table>	公園名	有料の公園施設	庄和総合公園	体育館・野球場・屋外テニスコート	（仮称）（新）中央町第1公園	駐車場	4 （仮称）（新）中央町第1公園駐車場			車種	単位	使用料	道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する大型自動車及び中型自動車	1時間以内	400円	1時間を超えた場合は、その超えた時間1時間までごとに	400円	道路交通法第3条に規定する準	1時間以内	100円	（使用料等の額） 第13条 2 別表第1の有料公園施設を使用しようとする者は、春日部市立体育施設条例（平成17年条例第190号）の別表に掲げる使用料を納付しなければならない。 （利用料金収入の帰属及び利用料金の額の決定） 第29条 2 利用料金の額は、別表第2第3項の表に定める範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金について市長の承認を受けなければならない。 別表第1（第7条、第13条関係） <table><tr><th>公園名</th><th>有料の公園施設</th></tr><tr><td>庄和総合公園</td><td>体育館・野球場・屋外テニスコート</td></tr></table> 別表第2（第13条、第29条関係）	公園名	有料の公園施設	庄和総合公園	体育館・野球場・屋外テニスコート
公園名	有料の公園施設																								
庄和総合公園	体育館・野球場・屋外テニスコート																								
（仮称）（新）中央町第1公園	駐車場																								
4 （仮称）（新）中央町第1公園駐車場																									
車種	単位	使用料																							
道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する大型自動車及び中型自動車	1時間以内	400円																							
	1時間を超えた場合は、その超えた時間1時間までごとに	400円																							
道路交通法第3条に規定する準	1時間以内	100円																							
公園名	有料の公園施設																								
庄和総合公園	体育館・野球場・屋外テニスコート																								

中型自動車及び普通自動車	1 時間を超えた場合は、その超えた時間 1 時間までごとに	100円
--------------	-------------------------------	------

備考 駐車場に駐車することができる自動車は、道路交通法第 2 条第 1 項第 9 号に規定する自動車（同法第 3 条に規定する大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、規則で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 第 1 条の規定による改正後の春日部市都市公園条例第 1 4 条及び別表第 2 の規定は、令和 7 年 1 0 月 1 日以後の許可に係る使用料又は占用料について適用し、同日前の許可に係る使用料又は占用料については、なお従前の例による。